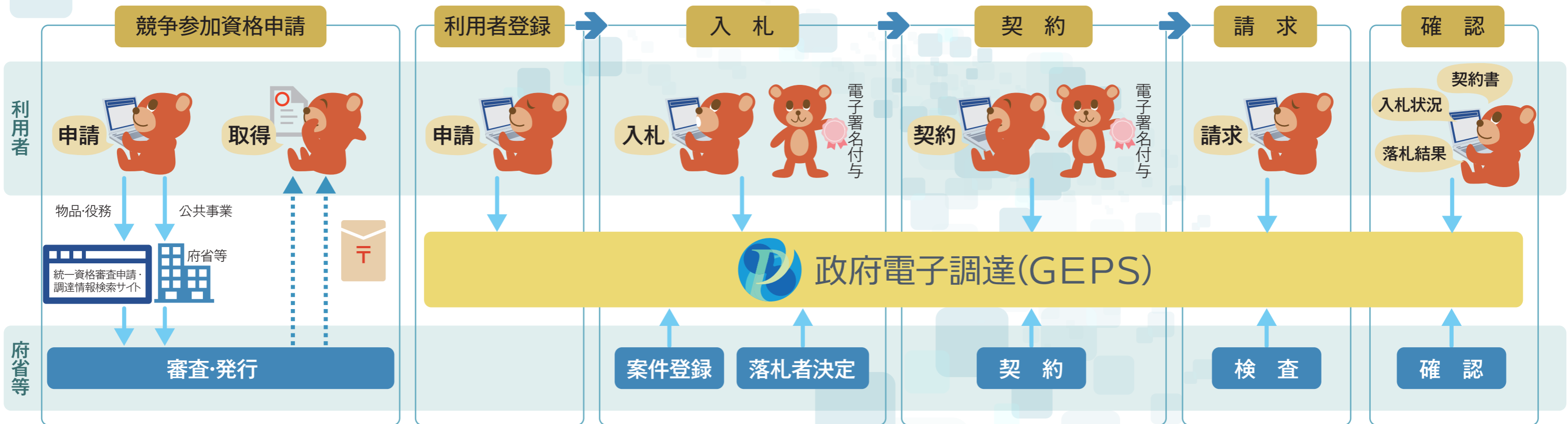


# 政 府電子調達 (GEPS)



## 1 政府電子調達 (GEPS)とは

### 政府調達の一連の手続きを電子化

これまで「物品・役務」の入札業務については、一部の府省等において電子化されていましたが(いわゆる「電子入札システム」)、政府電子調達 (GEPS) を利用することにより、「物品・役務」及び「一部の公共事業」の入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理できるようになります。

### 窓口を統一

政府電子調達 (GEPS) は府省共通のシステムとして運用されるため、利用機関の調達案件を、本システムを統一窓口として同一の操作で処理することができます。

## 利 用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院、最高裁判所

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。  
詳細については、各府省等にお問い合わせください。

## 2 ご利用のメリット

### 印紙の取扱い

電子調達システム上で締結される契約書については、電磁的記録により作成されたものであり、実際に文書が作成されていないことから、印紙税法上の課税物件が存在しないことになり、印紙税は課されません。

### 移動・郵送費の削減

一連の業務をインターネット経由で電子的に処理できますので、調達窓口への移動に係る交通費や各種書類を郵送するときの郵送費などのコストを削減することができます。

### 保管費の削減

- ・契約書等の書類は、システムにアクセスすることで、いつでも参照することが可能です。なお、電子署名とタイムスタンプ(時刻証明)を組み合わせることで原本性を保証した上で保管され、その真正性は10年以上保証されます。
- ・電子調達システムは、電子帳簿保存法で求められる電子データの保存要件を満たしているため、電子データのまま税務調査に対応できます。さらに、電子契約は電子取引に該当するため、所管税務署の承認は必要ありません。

24時間365日 利用可(システムメンテナンス時を除きます。)